

## 茨木市版「暫定プラン等の取扱い」「軽微な変更」について

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。介護給付適正化事業を実施している中で、皆様からいただくご質問を元に「テキセイカだより」を発行させていただいております。今回は「暫定プラン等の取扱い」「軽微な変更」についてお伝えさせていただきます。

### 1 ケアプラン作成にあたっての一連の業務を省略する場合の取扱い

#### （１）暫定プランを確定プランに移行する場合

- ①必要事項を見え消しで訂正するなど、暫定プランがそのまま確定プランに移行したことが分かるようにする
- ②利用者又は家族に説明し、同意を得る
- ③支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、訪問による面接等）等を記録する
- ④各サービス事業者へ連絡し、記録する

#### （２）軽微な変更として対応する場合

- ①必要事項を見え消しで訂正するなど、変更箇所が分かるようにする
- ②支援経過等に変更理由、変更年月日、変更内容、軽微な変更として取扱う理由等を記録する
- ③利用者又は家族に説明し、同意を得る
- ④支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、訪問による面接等）等を記録する
- ⑤各サービス事業者へ連絡し、記録する

#### ◇必須項目ではないもの

- ・利用者に再度同意の署名をもらう
- ・利用者、サービス事業者へケアプランを再交付する

※利用者やサービス事業者によっては行う方が望ましい場合がありますので、状況に応じて対応してください。

### 2 軽微な変更について

ケアマネジャーはケアプランを変更する際、原則としてケアプラン作成に当たっての一連の業務を行うことが必要ですが、利用者の希望による「軽微な変更」を行う場合はこの必要はありません。

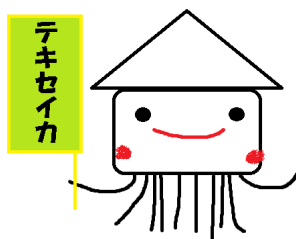
次ページに「軽微な変更」の内容について記載しますが、あくまで例示であり「軽微な変更」に該当するかどうかは、利用者の状況によって個別に判断してください。

また、サービス担当者会議の開催については制限するものではありませんので必要に応じて開催してください。

【指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準 第13条 第十六号】

【介護保険最新情報 vol.155 平成22年7月30日】

| 軽微な変更の例                                | 国の解釈                                                                                                      | 茨木市の解釈                                                                                                                   |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①サービス提供の曜日変更                           | 利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。                               | 国の解釈のとおり。<br>(例) 振替利用の場合                                                                                                 |
| ②サービス提供の回数変更                           | 同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。                                             | ニーズや目標等の変更による回数変更の場合は、増減回数に関わらずこれに該当しない。<br>(例) 通所介護の回数が週1回または週2回のどちらが適切かサービス開始時は判断できなかったため、週1回で開始し、利用者が慣れてきたところで週2回に増やす |
| ③利用者の住所変更                              | 利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。                                                                  | 住所変更に伴い、住環境、家族構成が変わる等により生活に変化が生じる場合は、再アセスメント、ケアプランの再作成が必要。                                                               |
| ④事業所の名称変更                              | 単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。                                                               | 国の解釈のとおり。                                                                                                                |
| ⑤目標期間の延長                               | 単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。         | 目標期間を繰り返し延長する、延長期間があまりに長い場合等は、適正とは言えないため設定目標自体の変更を検討する。<br>(例) 設定期間残りわずかでも目標を達成できそうのため、1か月期間を延長して様子を見る                   |
| ⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合        | 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。                                              | 国の解釈のとおり。<br>(例) 重いのでやや軽量タイプの歩行器に変更する                                                                                    |
| ⑦目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更 | 目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。                                     | 国の解釈のとおり。<br>(例) 福祉用具事業所の閉鎖により、別の事業所から同一品を引き続きレンタルする                                                                     |
| ⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合             | 第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 | 国の解釈のとおり。<br>例えば、訪問介護の内容が「掃除」から「調理」に変更になる等ニーズや目標を変更する場合は、これに該当しない。                                                       |
| ⑨担当介護支援専門員の変更                          | 契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。  | 国の解釈のとおり。<br>契約している居宅介護支援事業所が変更になる場合は、これに該当しない。                                                                          |



軽微な変更とどうかはケース  
によって個別に判断しましょう。  
今年度もよろしくお願いします。

## 介護給付適正化とは？

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと。適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するもの。

【厚生労働省】